#### 傍聴要領

蔵王町農政審議会

### 1 傍聴する場合の手続

- (1)会議を傍聴しようとする方は、傍聴人受付簿に御自分の住所区分及び氏名を 記入してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- 2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項
- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2)会議開催中は、静穏に傍聴することとし、委員等の発言に対し拍手その他の 方法により意思を表明しないでください。また、発言したり、発言を求めたり しないでください。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会 長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 鉢巻き、腕章、ゼッケン、たすき等の着用、張り紙、旗、たれ幕等の掲示等 により示威的行動をしないでください。
- (5) 酒気を帯びた状態で傍聴しないでください。また、会場内での飲食や喫煙をしないでください。
- (6) その他会議の支障となる行為をしないでください。

### 3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

## 会議開催のお知らせ

# 蔵王町農政審議会

■日時:令和7年9月30日(火)午前10時00分から午前11時30分まで

■場所:蔵王町役場庁舎 2階 第一会議室(蔵王町大字円田字西浦北10番地)

■議題:諮問事項

農業振興の推進を目的とした機械導入補助金の創設について

■議題:協議事項

(1) 今後の審議の進め方について

■議題:報告事項

1 緊急銃猟制度について

■傍聴定員:3人

傍聴を御希望の方は、会議開催の10分前から開催予定時刻までに、当該会議の会場で受付をしてください。なお、傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了します。

■その他:開催当日に、急きょ非公開、中止又は延期が決定される場合があります。

■問合せ先:蔵王町農林観光課 農林振興係

電話0224-33-3004 (内線173)